

第三十一回 参議院商工委員会會議錄第八号

昭和三十四年二月十一日(水曜日)午後一時五十分開会

委員の異動

本日委員鈴木万平君、木島虎藏君及び小澤久太郎君辭任につき、その補欠として迫水久常君、平島敏夫君及び近藤鶴代君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 田畑 金光君
理事 上原 正吉君
小幡 治和君
島 清君
大竹平八郎君

委員

近藤 鶴代君
迫水 久常君
高橋進太郎君
高橋 衛君
田中 茂穂君
平島 敏夫君
栗山 良夫君
岸 良一君

政府委員

通商産業 大島 秀一君
政務次官 齋藤 正年君
通商産業大 官房長官 井上 尚一君
特許庁長官 事務局側
常任委員 小田橋貞寿君
会専門員

本日の會議に付した案件

第九部 商工委員会會議錄第八号

昭和三十四年二月十一日(参議院)

○特許法案(内閣提出)
○特許法施行法案(内閣提出)
○実用新案法案(内閣提出)
○実用新案法施行法案(内閣提出)
○意匠法案(内閣提出)
○意匠法施行法案(内閣提出)
○委員長(田畑金光君) これより委員会を開会いたします。

本日は、特許法案、実用新案法案、意匠法案、特許法施行法案、実用新案法施行法案及び意匠法施行法案を一括して議題といたします。これより各法案の内容について御説明願います。

○政府委員(井上尚一君) お手元に配付してございます特許法案要綱、それから特許法施行法案要綱、実用新案法案要綱、実用新案法施行法案要綱、意匠法案要綱、意匠法施行法案要綱、この要綱につきまして、今般上程になりました特許法案等の内容の大綱につきまして御説明申し上げたいと存じます。

この資料に基づきまして具体的に内容に入ります前に、今般法律改正案を上程するに相なりました経過について簡単に申し上げます。

現在の特許法は、現行法は大正十年の制定の法律でございますが、明治十八年に日本に特許制度が創設に相なりまして以来、すでに七十余年を経過したわけでございます。現行法の大正十年以来もうすでに四十年近い月日を経過しまして、この間経済情勢の變遷、社会事情等の變化の結果、法律の

内容に根本的な再検討を加える必要がだんだん生じて参りましたので、昭和二十五年の十一月に政府に工業所有権制度改正審議會を設けまして、学識経験者、産業界代表を網羅しまして、この委員会に法律改正に関する重要点を諮問しました。その経緯につきまして、昨日の提案理由の説明において御説明申し上げた通りでございます。

で、この審議會で六年間慎重審議しました結果の答申に基づきまして、なお、その後関係各方面の意見をよくみ入れつつ、今般の法律案を作成した次第でございます。

特許制度は、申すまでもなく、新しい發明をしたその發明者に対して特許権という特典を認めるわけでございますが、ここに条件がございまして、その發明の内容を公表する、その公表する代償といたしまして特許権という權利を認めるわけでございます。

その保護を十分はかりつつ、他方その發明の内容を世に公表することによって、よりよき發明の續いて生れますように、それを奨励促進する、そういうねらいを持っていますのがこの特許制度であります。でございますからして、特許法の改正の要点につきまして、後ほどだんだん申し参りますが、常に發明者ないしは權利者の利益という問題と、それから一般國民、すなわち第三者の利益というものと、両者の要協、調和の上に特許制度は立っているわけでございます。

今般の法律改正の大きな理由は、大體四つに分けて考えることができればと存じます。

第一は、社会経済事情の變化に即応するための改正ということが、一つの柱でございます。第二は、發明者ないしは權利者の利益の保護を強化したという方向への改正でございます。それから第三が、反対に一般國民、言いかえれば、第三者の利益を考慮する見地から、むしろ權利者に制約を加えると思ひますか、そういう両者の調整を考へるというのが第三でございます。それから第四の改正の理由としましては、制度の簡素化、ないしは行政の改善ということ、長年の運用の経験を通じてこれまでに痛感して参りました。その改善の必要に應じたという改正でございます。

次に、この特許法案の要綱の第一に書いてございます「發明の新規制判断の基準について外国で頒布された刊行物の記載も含めることとした。」これはただいま申しました第一の社会経済事情の變化に即応するための改正と申していいかと存じます。特許を受けることができません發明というものは、新規なものではなければならぬというところは、現行法も今般の新法案も同様であるわけでございますが、その新規というのは何をいうかという点について、今般は改正を加えたわけでございまして、今般は改正を加えたわけでございまして、現行法の第四

新規定がない場合としまして、その發明が、特許出願をする前に、すでに国内で公知または公用になっている場合、あるいはまた刊行物に記載されている場合ということになっておるのでございますが、その地理的な範圍は、いずれの場合も日本国内ということに限定しておりますが、今般の改正案では、その刊行物の記載という場合につきましては、外国において頒布された刊行物に記載になっているようなものにつきましても、これは新規な發明ではないと考へたわけでございます。でございますから、日本国内においては、公知公用でないあるいは日本国内で頒布された刊行物にも書いてないというような場合でございまして、特許出願前に外国で頒布されている刊行物に記載されている場合には、それは新規な發明とは言えない。従つてこれは特許にならない、そういうふうな今般は改正したわけでございます。

この改正の理由は、第二ページの二行目から書いてございまして、第一の理由は、交通通信が発達しました今日の時代におきましては、もう外国で頒布された刊行物は、日本国内にこれが頒布になつていない場合におきましても、すでに一般人が自由にこれを理解し得る、また使うことができ、そういういわば共有財産と考へていいのではないかと存じます。従つてそういう刊行物にもうすでに記載になっているような發明と同じような發明が国内でかりにあったとし

まして、これに特許権という独占権を認めるといふことはむしろ適当でない、こういう考え方が第一の理由でございます。それから第二の理由としては、これは特に原子力産業等のように外国の技術が非常に進歩している、日本の技術がむしろおくれいているような産業分野において特に痛感される問題として、外国の文献にはもうすでに書いてあるけれども、日本にはその文献、学会のレポートでございまして、専門の雑誌でございまして、か、そういうものに書いてあるものは、外国ではそれが頒布された刊行物に書いてあるのが、日本にはその刊行物が入ってきていないというだけの理由でございまして、同じ発明につきましてアイデアにつきまして、外国人が日本へ出願してくれば、これは日本ではそれが特許になるというのでは、日本の産業に対する圧迫にこれがなるわけでございまして、そういう点を考慮しまして、今回は新規性の判断の基準、発明の新規性というものを考える場合の基準といたしまして、国内における公知公用ということと、それから刊行物につきましては、日本国内において頒布されたものに加うるに、外国において頒布された刊行物に記載されているようなアイデアについても、これは特許しないというのが第一の改正でございます。

それから第二点について、次に申したいと存じますが、いわゆる発明の進歩性についての規定を新規に設けたこととでございます。これは、特許を受けることができる発明は新規なもの、なければならぬというところは、今、申し上げた通りでございますが、非常に新しければ、新しいということだけで、この新しいという理由によつて特許を認めていいかどうかという問題でございますが、改正法案ではこの要件としまして、特許を受けることができる発明は、その発明の属する技術の分野における通常の技術知識を有する者が、特許出願前に公知になつてゐる発明に基いて容易に発明をすることができたものであつてはならないという趣旨の規定を設けて、普通これをわれわれは発明の考察力、すなわちインベンティブ・ステップと称してゐるわけでございまして、こういう規定を設けた理由は、新しいという規定を設けた理由は、新しいということ以外にプラス・アルファ、技術的に前進がそこにある、従来の既存の技術、従来の発明から何人も容易に考えつくというものは、かりに新しい発明でございまして、これに独占権としての特許権を認めることはむしろ適当でない。第三者の見地という点から申しまして、これは妥当でないという考え方で、要するに特許を認める要件としまして新規性ということと、同時にこれに加えて発明の進歩性という要件を新たに認めたわけでございまして、この三ページの最後にも書いてございまして、通りに、実は審査基準の向上をはかつていく、そして技術水準の低いものに発明を認めることを、できるだけこれをそういう場合を除いていくということが必要でございます。言いかえれば、新規ではあるが、程度が低いという発明に対して特許を認めますというところ、あれでも特許になるのかというわけで、ますます程度の低い発明につきましても特許出願を誘発することにな

ります。これは結局技術の進歩を目的とするところの特許制度の本旨に沿わないわけでございまして、この第二点は、一番最初に申しました第三者の利益といふことも、一般国民的見地から考えましたもので、これはそういう改正になるわけでございまして、それから次の第三点でございますが、原子核変換により製造される物質の発明を特許しない発明という中に新規に加えたこととでございます。現行法では特許しない発明としまして、飲食物でございまして、あるいは医薬品でございまして、あるいは、この第三ページに書いてございまして、通りに、いわゆる化学方法により製造すべき物質というものを特許しない事由として加えてゐるわけでございまして、この現行法で化学方法により製造すべき物質というものを特許を認めない理由といふものは、物質自体に特許を認めないというところ、この物質を製造する方法としまして、よりよい方法、新しい方法が発明になりました場合に、新しい方法が発明になりました場合に、その方法の発明についての権利というものは、物質自体の特許権によつて制限をこうするわけでございまして、すなわちAという新物質の発明があつたといふと、その新物質の発明がA1という製造方法としてこれに対してA1という製造方法があつた場合には、A2、A3という方法が續いて発明になりました場合、もし物質自体、すなわちAという物質自体に特許を認めますというところ、A2、A3という新しい方法の発明をしたその特許権者もAという物質の特許権者の承諾がなければ、その方法を使ってA物質を製造することができな

いわけでございまして、こうなりますと、その物質の特許権者の力が強くなりまして、その結果、方法自体の研究の意欲が阻害されるというようなことが考えられるわけでありまして、特許に日本で従来からの化学物質について特許を認めなかつた理由としましては、外国で新しい物質が発明になりました、この外国人が日本で物質特許をもし日本に出願しまして、日本で物質特許権者にこれがなりました場合に、日本産業界として非常に制約をこうするということを考慮したわけでございまして、この化学方法により製造すべき物質につきましては、将来の問題としてこれに特許を認めるべきでないかという考え方は別途ございまして、一応従来通り、化学方法により製造すべき物質は特許しないという、その現行法の考え方を一応踏襲したわけでございまして、最近の技術の進歩によつて、原子核分裂あるいは原子核融合、そういう新しい核変換の方法によつて製造される物質、アイソトープのいろいろな新物質がございまして、そういうものは必ずしもここに言いますところの化学方法により製造すべき物質ということには該当しないわけでございまして、化学方法により製造すべき物質について特許を認めないという、同様の理由をもつて今般原子核の変換により製造すべき物質の発明もこれを不特許事由として加えたわけでございまして、この第三点は先ほど申し上げましたいわゆる社会経済事情の変化に即応するところの改正ということに該当しようかと考えます。

次は第四の問題でございますが、密接な関係を有する二以上の発明について、一出願で特許を受けることを認めたという点でございます。これは非常におわかりにくいかと存じますが、製造方法について新しい発明を生むと同時に、その製造方法を履行する必要上製造装置の発明が関連して生まれるわけでございまして、ないしはまた、基本発明がございまして、そのもとで、その基本発明を改良した、いわゆる改良発明というものがあつた。こういうような場合に、相互に密接な関係を有する、二以上の発明というものを、従来は、現行法ではその一発明、一出願主義という原則を非常にきつく貫いて参りましたので、こういう複数の原則としましては、二以上の発明はやはり複数の出願をどうしても必要とするというものが従来解釈であり、かつ運用であつたわけでございまして、今般はこれを、二以上の発明を一つの特許出願に包含することができるといふ場合を相当拡大したわけでございまして、こういう拡大した理由としましては、三ページから四ページにまたがって書いてございまして、第一には出願人というものが自己の基本発明を防護するために、独立していわゆる防護特許出願する必要があるという点でございます。すなわちAという基本発明に関連して、Aという発明をした人間はAについて特許出願をするわけでございまして、A、A'というものが関連してその改良発明といふものが起き得る。そういう場合には従来は別々に出願する必要があるものでございまして、またAという自分の発明について特許出願しますのに並行しまして、A'、A''につ

ても防護の目的上別個の出願、独立の特許をとっておくことがどうしても必要であつたわけでございますが、この二以上の発明を一出願でなし得るという道をここに設けることによりまして、そういう防護特許を別に独立してとる必要はなくなる。もう一つ第二の理由として、基本的な発明思想が共通である複数の発明を別々に出願しなければならぬことから生ずる出願人の手数と経済的な負担が軽減される。それから第三番の理由といたしまして、密接な関係を有する複数の発明が一つの特許権に包含されておるといふことの結果、特許権につきましてその特許権の譲渡、売買の問題あるいは特許権につきまして実施を認める、いいかえれば、ライセンスを出してロイヤリティをとつて、これを他人に使わせるというものは、産業上利用し得る技術というものは、特許の数個の発明が一体となつて利用できるという場合が少なくないわけでございます。こういうふうな数個の発明が一つの特許権に包含されるということによつて、特許権に關しなしても取引がきつめて円滑、便宜になるといふ点があるわけでございませう。それから最後に、侵害の防止という点から申しまして、ある産業上利用できる技術というものが、一、二、三、四という数個の特許権に分れております場合には、第三者がその特許権侵害にならないように注意を加える場合におきまして、一々一、二、三、四という数個の特許権の権利、範圍をはつきり処置する必要があるわけでございますから、そういう場合にもこれが一本の特許権にまとまつていふ場合には、これはそういう権利の侵害の防止という点から非常にその範圍が明確である。従つて侵害の防止に非常に役立つ、そういうふうな考へてよいかと存じます。それからこの第四の改正は先ほど申しました発明者あるいは権利者の利益の保護という理由の改正であると考えていいと思ひます。それから第五としまして、特許権の効力は業としての行為以外の行為には及ばないこととした。これは非常に法律技術的な問題でございしますが、従来は特許法上はその特許権の効力というものは業としての行為以外にも及ぶといふような立法方法であつたわけでございしますが、実用新案法につきましては、業としての行為にその実用新案権の効力は限定するといふことは明文上設けられておつたわけであります。しかしながら特許権の効力の範圍というものは、いわゆる家庭で使う場合には権利侵害として訴えてかかるというやうなことは、社会通念上と申しますか、法律の常識の点から申しまして、これはいかにも行過ぎである、かやうに考えまして、今回は、はつきりと業としての行為以外の行為には特許権の効力というものは及ばないということをはつきりしたわけであります。

それから第六の問題は、特許権の範圍の確認審判を解釈に改正した点でございします。現行法では裁判所が特許権の権利侵害という侵害の訴えがございした場合は、まず決定を要する問題、これは権利侵害を構成するかどうか、言いかえれば、ある行為が権利者の特許権の範圍に入るかどうかという權利の範圍につきましての技術的判断がまず先決問題となつてくるわけでございします。それで現行法ではこの權利

範圍の確認審判という制度をとつて参りました。が、しかしながら、特許庁でやつて参りました特許権の技術的な範圍を確認する、言いかえれば、ある行為が權利範圍の中に入れば、それは權利侵害になるわけでございします。權利範圍に入らないといふふうにはつきりしませんが、それは權利侵害にはならないといふわけでございします。ですから當事者間にとつて、權利範圍に入るから當事者間にとつて、權利範圍に入らないから當事者間にとつて、これは非常に重大問題でございまして、この点について權利範圍の確認審判というものをこれまで續けて参りましたが、従来は權利範圍の確認審判の審決の効力というものは、あつたわけでは、法律上非常に不明確な、あいまいな点がございしました。言いかえれば、權利範圍の確認審判の審決が、等三者をも拘束するといふゆる對世的効力を持つかどうかという点につきましては非常に不明瞭なまま運用が續けられておつたわけでございします。この点につきましては、學者、あるいは法制局等は法の法制として、そして、そういう法律の効力、そういう法律上の性質がはつきりしない制度を続けることは適當でない。その法律的効力を明確にする必要があるといふやうな強い考へで、結局としましては、それは對世的効力を有するもの、これを強めて参りますか、あるいは後退いたしまして、これを單なる行政庁の判断ということに法律上の性質を弱めたものとして認めていくかという、この点につきましては、裁判所当局ともいろいろ折衝を續けたわけでございしますが、結局特許庁のこの確認審判の審決に對世的効力を認めるという点に

つきましては、裁判所側としてはあくまで反對でございしたので、われわれとしましては、ここに行政庁の判断というものを意見として、そういうふうな性格を變えたわけでございします。で、そういう法律上の性質が變りました結果、名稱の確認を今般はこれを解釈といたした次第でございします。次の第七点の点は、「国以外の者も公益上必要な場合は他人の特許発明を実施できることとした」、この五ペー

におきましては、公益上必要な場合におきましては、国が第三者の特許につきましてこれを取り消したり、制限したりあるいは収用する、そういうやうなことを認めて参りましたが、今回は、こういう公益上必要がございします場合は、これに一定の手順を踏んで、行政実施と申しますか、公益上の理由によつてある特許権の実施を請求する者があつた場合には、審議会の議を経て特許庁長官においてこれを裁定する。當事者間の協議が成立しない、また協議ができない場合には、特許庁長官においてこれを裁定することができるといふやうに制度を設けたわけでございします。こうすることによりまして、結局取り消しとか、制限とか、収用とかいうことは必ずしも必要でなく、公益上必要がある場合には、ある一定の特許発明の内容の実施を認めるというこ

とによつて、必要かつ十分である、かやうに考へたわけでございします。なお、従来は、そういうやうな公益上の理由によつて、特許発明の内容を使い

の審査の過程においてその内容について照会をする、あるいは訂正を命ずる、そういう場合に外国は遠隔でございいますから、なかなかその回答がないうわけて、審査が非常に時間をおくれるわけでございいます。そうしますと、今申しましたように、出願公告の日から十五年というになりますからして、もし特許権になるということが確定する発明の場合におきましては、発明者あるいは特許権者と申しまして、出願公告がおくれればおくれは、出願公告が先にならずに延びるわけでございいます。そういう弊害がこれまでもございまして、大体発明といふものは、ある技術的な雰囲気と申しますか、ある時代の背景があつて生まれるわけでありまして、大体出願日から何年というやり方でもよいわけでございしますが、一応出願公告から十五年という制度をきめたといつたとしても、出願公告までに五年も六年もかかる、そういう場合にはその五年も六年もかかった出願公告の日から先に、また十五年も権利が続くというのでは、一般の産業あるいは一般の発明者、特許権者にとって非常に長い間制約するといふことになりまして、この間何らかの調整をどうしてもはかることが適當である、かように考えまして、出願日から二十年をこえることはできないといふふうにかつこれをかぶせたわけであります。

それが第九の改正点は、権利の存続期間延長制度を廃止したことであり、この六ページに書いてござい

すが、現行法では「特許権ノ存続期間ハ政令ノ定ムルトコロニヨリ三年以上十年以下ヲ延長スルコトヲ得」となつてゐるのでありますが、その延長が認められる要件といたしましては、当該発明が重要なものである、あるいはその発明によって相当な利益を得ることができなかつた、あるいは相当な利益を得ることができなかつたことについて正当な理由があつた、というようなことがその要件になつておりますが、実際の問題として、その相当な利益を得ることができたかどうかという認定は、具体的に非常に困難な場合が多いわけにございいます。また発明が重要であればあるほど第三者、一般国民の見地から見れば、十五年といふ一定の期間経過したと同時に、それは終了することを一般国民は期待しておるわけでございいます。特に従来の経験に徴して見ても、ある権利がございまして、昭和十八年の三月一日に公告になつた、そういう権利があつたといふと、これは昭和三十三年の二月一ぱいをもってその権利が切れるわけでございしますが、そうすると同業者ないしは産業界におきましては、この権利が切れることを前提として、諸般の準備を進める場合がございしますが、その場合におきまして、権利満了の直前間近になりまして、これがまた三年とか五年とかずつと延びることになりますと、第三者に不測の損害を与えることになるわけであります。こういうような点を考えまして、今回はこの権利の存続期間の延長制度を廃止することにいたしました。なお外国の立法例としましては、こういう権利存続期間の延長制度を設けておる国はございませ

ん。で、この第九は、今申しました点は先ほども申しました一般国民の見地、第三者の利益を考慮した改正と申していいかと存じます。

第十の改正点は、権利侵害に関する規定を新たに設けたこととございいます。現行特許法中には権利侵害に関する規定はなく、一般法としての民法の規定が適用されてゐるわけでありまして、財産権としましては、特許権という性質から申しまして民法の規定だけでは十分でない、ということが従来痛感されて参りましたので、今般特許法中に権利侵害に関する規定を設けることにした次第でございいます。この内容について申し上げますれば、この六ページの後段の方に書いてございいますように、まず権利侵害の場合につきましてこの行為について、差止請求権という権利を法律上明文をもって設けたわけでありまして、で侵害行為の中止を請求する。そしてまたその場合に、侵害物の廃棄、侵害行為に供した装置等の除却等を請求することができるといふ制度を、明文を設けたわけでありまして、次に損害額の推定、これは特許権侵害の場合は、損害額の証明というものが非常に困難な場合が多いと思ひます。この今回の改正案では、その損害額の推定につきましては、故意または過失によつて特許権侵害があつた場合の損害賠償の請求につきましては、侵害の行為によつて侵害者が受けた利益は、権利者の側に生じた損害の額と推定する、こういう規定を設けました。それから軽過失による侵害について、損害の賠償金を定める場合に、軽過失であつたという事実を十分しん

やくすることができるといふこと

について明文を設けました。これは特許権の場合には権利侵害になるかどうかという点によつて、従来でございしますとオール・オア・ナッシングと申しますか、非常に大きな金額が払われなければならぬか、払わなくてもいいかというふうな、非常に大きく触れることになるのでございしますが、権利侵害は実際問題として非常に微妙な場合がございいますので、従来の故意、過失というふうな、その重過失、軽過失の区別なく過失を一本にしてきめることは、工業所有権の侵害の場合には適當でないと考えまして、こういうふうな軽過失の場合に、軽過失であつたという事実をしんじやくして損害額をきめることに改正したわけにございいます。

それから第十一の改正点は特許料の問題でございしますが、現行特許料の約二倍に値上げをしました。これは経済事情の變遷と申しますか、物価水準が高騰したその結果の改正でございします。物価といふものと特許料金といふものは、もちろん直接の関係はないわけにございしますが、一般に物価水準が騰貴して参りますれば、それだけ特許権の経済的使途というものが増大したと申していいわけでありまして、特許料は、特許権という特権について申せば特権料といふことになりまして、この特許料金を改正する、その改正するその程度でございしますが、二十六年に実は改正しました。今日までまだその月日は経過してないわけでありまして、昭和九年、十一年の物価水準等と比べて勘案しますと、相当大幅な引き上げを必要とするわけでございまして、この物価水準通りで参りますと、

特許料の引き上げ額は三倍とかあるいは三倍以上というふうな金額になるわけにございしますけれども、同時に発明奨励、発明が国の産業に寄与してゐるという事実等をいろいろ勘案しまして、むしろ二倍程度の改正をきめる方が適當であると考えたわけでございします。

第十二が、無効審判請求についての除外期間を大部分廃止した。これはわかりにくい表題でございしますが、現行法では特許権の安定化という見地から、特許の無効審判は、権利設定の登録の日から五年を経過した後は請求することができない。すなわちかりに権利に無効の原因がございしても、登録の日から五年という歳月が経過した後は、もう無効審判を請求することができないといふことで、そういう制度を設けております。これを除外期間と称しております。この理由は、いつまでも、権利が、いつつぶされるかわからないといふのでは不安である、不安定であるといふことで、特許権の安定といふことを考えまして、こういう除外期間という制度を設けたわけにございしますけれども、同時に他面考えてみますと、その八ページの四行目から書いてございしますように、こういう規定がございしますと、これを悪用しまして、本来無効になるような特許、例として、特許を取つた、これはもちろんそういう特許は無効になるべきものでございしますが、そういうような場合において、特許庁としましては、なかなかそれが盗まれた発明であるといふやうなことは、発見することがむずかしいわけにございします。そういうやうな場

合にこれをじつと五年間黙って持つておきまして、五年の経過と同時に権利を振り回してかかるというような弊害もなかったわけではないわけでありませう。なおまた特許権の尊重という意味から申しまして、いやくも権利に傷がある、無効になるような原因が内包されている権利が、十五年間も独占権として堂々闊歩するというところで、第三者の見地から申しますれば、これは非常に迷惑千万な話でございませう。ですから権利者の見地から申しますれば、現行法通りに除斥期間という制度を設けて、早く特許権が安定化するという方が望ましいのは当然でございませうけれども、一般第三者の見地ないしは同業者の見地から申しますれば、そういう無効の理由があるような権利は、これはいつになっても無効審判を請求することができ、これをつぶすことができるということではないと、ほんとうの真の意味における特許権の尊重ということにはならないばかりでなく、かえって第三者の利益を大きく害する、そういうむしろ第三者の利益、一般国民の見地という立場を強く考えまして、今回は除斥期間制度を廃止することにしたわけでございませう。

なお、ここに大部分廃止することにしたというのはどういう意味かと申しますと、一番最初に申しましたが、今後は外国で頒布された刊行物に記載されているような発明、そういうような発明に該当するものについては、新規性が無いとして特許をしないことになったわけでありませう。が、こういうふうに改正しました結果、日本国内に入っています限りは特許庁としまして

も知り得る状態にあるわけでございませうが、ヨーロッパのある国のこういう文献に書いてあったということが、ずっと後日になってそれが発見されるような、そういうケースが多くある場合と存じます。そういうような場合にはこれは権利設定当時では、日本国内にしましては十分注意を加えまして、なおかつ知り得なかつたという、そういう理由になるわけでございませう。その中で、そういう外国において頒布された刊行物に記載されているというところを理由にしましての無効審判の場合、この無効審判請求につきましては、従来通り五年という除斥期間を設けることにしまして、この権利の安定化という要請に沿ったわけでございませう。なおこの点につきましては、除斥期間という問題は、外国の立法例中にもこの同様の例はないわけでございませう。ただドイツにおきましては、一時除斥期間という制度を設けて、その後して一たん実施をしてみても、またこの制度を廃止したといういきさつがございませう。

次に第十三点としまして審判の審級を一審とした、これは「現行法においては、特許庁内における審判機構として審判及び抗告審判の二審級が設けられているが、改正法案においてはこれを一審級とした」というまでもなく審判というのとは一方では非常に厳格、慎重、正確を十分期するという要請がございませうと同時に、他方迅速化ということの要請もあるわけでございませう。今日までの長年の審判の二段階、二審級によります審判の運用の経験に徴しまして、この際むしろ制度の簡素化に重点を置いて考慮を加えたわけでございませう。

従来二審級を一審級に今度改正することにした次第であります。以上が特許法案の改正要綱について申し上げた次第でございませうが、特許法の施行法案につきましては、きのうの提案理由の説明の中にもかなり詳しく御説明申したことでございませうし、また非常に法律技術的な点でもございませうので、これは省略したいと存じますが、ただ一、二を申し上げますれば、この新法案の施行期日としましては、この必要と、政令、省令等の準備の時間等を考慮しまして、昭和三十五年の四月一日という日を施行期日に考えております。

なおまた旧法から新法への切りかえにつきましては、旧法の権利は大体新法による権利とみなすという考え方をとったわけでございませう。そうして特許出願中というふうな係属の事件につきましては、新法施行後におきましても、なお旧法の例によるというふうな考えをとっているわけでございませう。

それから次に、実用新案法案と意匠法案でございませうが、これは大筋におきましては大体特許法案と重複する部分が多いわけでございませうので、実用新案法案と意匠法案についての特殊の点につきましてだけ申し上げてみたいと思ひます。

実用新案法案要綱というのがお手元にございませうが、この実用新案法案要綱の第一は、実用新案許可の対象を型から考案に改正したという点でございませう。これは従来は実用新案登録の対象は物品の形でありますとか、構造でありますとか、または組み合わせの、そういう実用ある型ということになっていたのでございませうが、長年の運用の経験に徴しまして、やはり型というものは、考案というものと峻別すること、むずかしいと考えたわけでありませう。どういふふうな結果を生じて参ったかと申しますと、その二ページにございませうように、従来は実用新案は型を対象とする、特許は発明というアイデアというものを対象とするというところで、特許と実用新案とを区別して参りましたが、実際Aという型とBという型との区別といひますか、違いを論ずる場合に、どうしてもその背後にありません技術的效果に着目しなければならぬ。ですから型を考える場合には、どうしても技術的效果ないしは作用に着目する必要があるということ、が、長年の運用の経験を通して明らかとなつて参りましたことが第一の理由であります。

もう一つの改正の理由は、二ページの六行目から書いてございませうが、非常な不都合な面を生じて参りました。と申しますのは、同じものにつきまして特許権と実用新案権とが両立することになるわけでございませう。そうなりましますと、発明者があるAならAという発明をしまして、そうしてこれの特許出願をいたすわけでございませうが、Aというアイデアによりまして第三者がAという型を考案する。こういう場合には、ただいま申し上げました型と、技術思想としましての発明とを区別して考えますれば、AはAという発明につきましては特許権になりますし、またAというものは型であるという理由によつて、これがまた実用新案権になるわけでございませう。そうなりましますと、Aという発明者、特許権者としてしましてはその保護が十分でございませうけれども、どうしてもAという発明者、特許権者としてしまして、おおよそ考えられるA、Aという型をみずから製造するつもりがなくても、そういう想定される型につきまして、実用新案の出願を出しておく必要があるというわけで、そういう防衛の目的から出るところの実用新案の出願というものが非常に数ふえたわけであります。そういう結果、制度としましては、必ずしも有効適切な運用でないという結果になりまして、そういうような運用の経験を通しましての理由から、今回は実用新案につきましても権利の対象を型から考案に切りかえたわけでございませう。

そうなりましますと、二ページの最後から三ページにまたがって書いてございませうように、こうなれば実用新案法は特許法と質的に異ならないものになるではないか、そうならば実用新案法をむしろ廃止して特許法一本にしてもよいのではないか、という意見が出てきたわけでございませう。しかしながらこの点につきましていろいろ検討を加えました結果、やはり特許法と実用新案法とは並存する二本立にいくことが適当であるという結論に達しました。この理由は、現在実用新案法で対象となつておる程度のもの、そういう程度の低い考案が、特許法一本にすることによりまして、それが特許法の範囲の中に入つて参りますと、程度の低い考案に対しまして特許権という強い権利を認めることになる。これは特許権というものの水準をそれだけ低下すことになりましますし、程度の低い発明に、

より強い保護を与えることは適當でないと考えられるわけであります。また実用新案というものは日本の経済産業構造の実際から申しまして、これは程度の低い実用的な考案というものは、やはりそれなりにこれまで効用を果して参ったわけでございます。この実用新案法というものをここに廢止することは、むしろ有害無益であると考えた次第でございます。結局特許の権利は十五年でございますが、実用新案権は十年でございます。こういうふうな権利の存続期間が短いという反面、出願につきましての手数料でありますとか、許可料でありますとか、こういうものを安くすることによっていわば簡易な考案、小発明というものは小発明に相応するような保護を認めていく、ということが適當であるという理由で、実用新案法を改正の上存置することにいたしましたわけでございます。

それから第二の進歩性につきましては、先ほど發明の進歩性について申しました点と大体同趣旨でございますから、これを省略させていただきます。

次は第三の、特許出願と実用新案許可出願との相互の間に先願、後願の関係を審査することにした。従来は先ほど申しましたように、特許の対象は發明という技術思想である、実用新案の対象はその具体的な型であるということ、審査の序列もいわば二本立てであつたわけでございますが、先刻申しましたような理由で、実用新案法の対象の、考案という技術上の効果、技術的思想というものをやはり考える、そういうふうな特許法と実用新案法とはその対象において同質のものとなりまし

たので、従来と違つて、先願、後願という関係も特許出願、実用新案登録出願、両方通じまして一つの序列の中においてこれを考えていくということになりました。従つて従来のように同じアイディア、あるいはこれに基く型というものが一方で特許権になり、また第三者の方で実用新案権をとるというふうな、並存両立するような関係は今度の先願、後願の関係を一本でいくということによつて、そういう弊害は正されるわけでございます。

第四は存続期間の問題でございますが、これは十年という点は従来通りでございますが、ただその起算点を従来は権利の登録の日から十年となつておりましたのを、出願公告の日から十年という点に変えました。これは先ほど申しました特許制度の趣旨というものが、技術の公表に対する代償であるという点でございます。すなわち出願公告になったときから保護が生じる、そういう点で権利の存続期間を公告の日から起算することを適當と考えたわけでございます。

実用新案法施行法案要綱につきましては特許法の施行法案と同趣旨でございますので、これは省略させていただきます。次に意匠法案要綱につきまして簡単に申し上げます。

第一の意匠の考案力につきまして、先ほど申しました發明の進歩性と大体同趣旨の考えでございますので、これは省略をいたしたいと思います。

第二の「販賣、展示等の行為を新規性喪失の例外事由とした」という点でございますが、意匠は考案すれば何でも意匠許可出願をするというものでは

ございませんで、実際上は販賣あるいは展示、見本を配る、そういうことによりまして、売れ行きを打診してみ、初めて一般の需要に適合するようなものについて権利をどう、意匠登録の出願をしようということになるのが普通でございます。しかしながら先ほど申しました特許と同様に、意匠につきましても、意匠権の対象になります意匠考案というものは、新規な意匠でなければいけないわけでございます。その新規な意匠と申しますのは、日本国内において公知または公用になつてゐる、あるいは刊行物に書いてあるというものは新規でないという点も、大体特許と同様でございます。で、考案しました場合に販賣してゐる、あるいは展示してゐる、見本として頒布するという行為を行つてから後に意匠の出願を出して参りまして、新規かどうかという判断は出願時を基準にして考えるわけでございますので、出願時におきましては、もうすでに広く関係業界では知られてゐる、すでに公知になつてゐるというわけで、これは新規性がな

いというわけで拒絶されるというのが従来法律でございました。こういうやり方では意匠というものの実情に合わない、産業界の要請にこれはそぐわないというのを考えまして、今般は意匠につきましては、意匠の許可出願前に販賣、展示、見本頒布というような行為がございまして、そういう行為によつて当該意匠が公知になりました。でも、六カ月以内に再出願すれば、この意匠はまだ新規性を喪失しない、依然として新規なものとして扱う、そういうふうな改正をいたしましたわけでございます。

それから第三点は、意匠権の存続期間を出願の日から十五年としたことでございます。意匠権は従来は十年でございしましたが、今般これを十五年に改正しました。これは意匠と申しますと、消物の模様でございますとか、その他非常に流行を追つて転々と変ります命の短かい意匠が一面ございしますが、同時に他方におきまして、非常に長く続く意匠もあるわけでございます。従来は十年でありましたが、産業界の要望やあるいは外国の立法例なんかを考へまして、著作権に似たような場合もあり、あるいは商標権に似たような機能を発揮するような意匠の場合もございしますので、そういう事情を考へまして、今般これを十五年と改正したわけでございます。

これが意匠法案の改正の内容の大綱でございます。

意匠法施行法案の要綱につきましては、さきほど申しました特許法施行法案要綱とはほとんど同趣旨でございますので、説明は省略したいと存じます。以上たいへん雑な説明でございますが、今回の法律改正案の大綱について御説明申した次第でございます。

○委員長(田畑金光君) この際委員の變更について御報告いたします。

本日、小澤久太郎君、鈴木万平君及び木島虎藏君が辞任され、近藤鶴代君、迫水久常君及び平島敏夫君が選任されました。

○委員長(田畑金光君) これより質疑に入ります。順次御発言願います。

○栗山良夫君 今度の工業所有権法の関係は非常に広範なものでありまし

て、ただいま政府の方の説明の中にも非常に努力をせられた数々の点を指摘せられた通りだと思います。そこで相当広範な改正でありますので、やはり慎重にわれわれも審議をいたしたい、そういう心組でおるわけでありまして、従いまして、本改正法案のいろいろな重要な点について、また関係をする事項等について直接大臣の出席を求めて大臣からお尋ねをしなければならぬ部面が相当たくさんあると思ひます。きょうはまだ審議の第一日でございます。しいたしますので、そういう問題に入ります。前の主として通産省当局で本改正案をこゝまで持つてこられました経過等について、お尋ねをまずしておきたいと思ひます。

それで私の手元に今、工業所有権制度改正審議会答申説明書というものをいただいております。これは審議会が昭和二十五年十一月に設置をされて、それからあとずっと作業をせられた結論的なものが説明をされてゐると思ひます。実はこういう結論を導かれるまでの審議会の構成とか権威とか、それからその審議会が一般関係者、役所以外の関係者とういう接触を保持したか、そういうような点について一応の御説明を伺いたいと思ひます。

○政府委員(井上尚一君) 工業所有権制度改正審議会につきましては、先ほど申しましたように、昭和二十五年の十一月に設置になりました。昭和三十一年十二月にその答申が出たわけでございます。その間六年の月日をけみしたわけでありまして、この審議会の構成につきましては、政府側としましては、特許庁、通産省は言うまでもなく、その他関係各省、すなわち、法務

省、大蔵省、農林省、厚生省という関係各省からの代表者もこれに加わっております。それから裁判所側からもこの構成のメンバーに加わっております。それから一般民間としては、弁理士会の代表、弁護士会の代表、それから産業界としては工業所有権制度に特に関係の深い産業界関係者をかなり広く網羅したような、そういう構成になっておるわけでございます。この審議の内容は非常に広範にわたります。審議の内容は、大きな会議でもってこれを審議を続けることは必ずしも適当でないと考えましたので、三つの部会を設けまして、特許部会、商標部会、一般部会、それぞれで各部会ごとに、特許部会におきましては特許、実用新案、意匠、この三つの法律改正の問題、それから商標部会におきましては商標法の改正の問題、それから一般部会におきましては四法共通の手続規定、たとえば審判制度でございますとか、権利侵害の問題でございますとか、そういう共通の事項、手続関係のことを一般部会で審議を続けたわけでございます。特許部会長には大員増彦氏、元特許庁長官でございます。それから商標部会長には村瀬直義氏、元内閣法制局長官でございます。それから一般部会長には兼子一氏、当時は東大教授でございます。そういう三氏にこの三部会の部長をそれぞれお願いを申しまして、おのおの、相当部会によって回数は違いますが、百数十回にわたる会合を続けまして、審議をいたした次第でございます。

なお、その間、商品分類、これは主として商標の方の關係でございますが、商品の分類の問題につきましては、特に専門委員会を設けまして、これにはまた別に民間の代表者をこれに加えて、商品分類の改正について別途研究をいたした次第であります。なお、この審議の過程を通じまして、特許制度に關する民間団体といたしましては、先ほど申しました弁理士会、弁護士会の以外に、発明協会というのがございます。またそのほかに、当時は事業者工業所有権協会、今日では日本特許協会と称しておりますが、こういう工業所有権制度に特別関係の深い事業者工業所有権協会、それからさらには国際工業所有権保護協会、そういう各民間団体に、中間的に審議会の審議と並行しまして、もちろん、こういう各団体の代表者が審議会の委員として加わっているわけでございしますが、これと並行して、もういっとう客申ができますまでの過程におきまして、また客申から法律作成の過程を通じて、また、こういう各関係団体に對しましては、随時中間的な報告をし、この内容について説明を加え、また関係各方面の意見をも聞きつつ審議を続けて参つたような次第でございます。

今回の国会に上程しました法案は、この制度改正審議会の客申にできるだけ忠実を期しつつ、しかし、他面、法制局、法務省等のあるいは大蔵省等との折衝を続けまして、そういう意見で入れるべきものはこれに加えました。三十二年十二月客申以来、今日まで約二年を経過しまして、ようやく国会に提出するような運びに至つた次第であります。なお、つけ加えますが、先ほど申し

ましたその関係団体に對します連絡以外に、経団連あるいは日本商工会議所あるいはその他各地におきまして説明会あるいは一般の意見を聞く機会を幾たびか持った次第でございます。そういう方法を尽しまして今日の成果を得たようなわけでございます。

○栗山良夫君 今、長官から御説明をいただいたようなそういう構成なり審議会の運営の経過を伺うしたものはございせんか。

○政府委員(井上尚一君) ございますから、後ほどこの委員会へお配りしてもよろしいと思ひます。

○栗山良夫君 それには今の関係者の氏名とか役職名というものを、全部入っておりますか。

○政府委員(井上尚一君) 全部入っております。

○栗山良夫君 それじゃそれを資料として提供されたいと思ひます。それをまた拜見してからお尋ねをしたいと思ひます。

それからもう一つ、客申と改正案との関係ですが、客申せられた内容と、ただいま議案になつておる改正法案との間の主たる相違点というものを、その何かわかるようなものがございせんか。

○政府委員(井上尚一君) 客申と今度の法案の相違点につきましても、一覽表と申しますか、そういう資料を作りました。次回にお配りしたいと思ひます。

○栗山良夫君 やはり六年という長日月をかけて、今お聞きすると、非常に各方面の意見を総合されてでき上つた法案だと思ふのですが、やはりここで審議いたします場合も、そ

ういふ審議会の審議経過、内容をよく知ることが必要だと思ひます。知らなくば、なるべく丁寧に今の比較表等もぜひこしらえてもらいたいと思ひます。

それから次に、もちろんこれは通商産業大臣の諮問機関として審議会が設置されたのでしようから、審議会としては自由な立場で工業所有権法のよりよき改善のために全力をあげたんだらうと善意に解釈いたしますが、その場合に通商産業大臣は、審議会が設置されたときに、全然無条件というか、全然ワケというか方針というか、そういうものを全然示さないで、ただここに工業所有権法が四つあるから、適当に時勢に沿うように改正したいからよろしく、こういう格好でおやりになつたのか、あるいはきちんとした改正の方針というか、目標というか、そういうものを与えて、そうして審議会に諮問をせられて客申をとられたのか、その辺はどういうふうになつておりますか。

○政府委員(井上尚一君) 諮問事項としましては、工業所有権制度改正に關し重要な点についての意見を問うというふうな言い方でございまして、別段、改正の方向とか、あるいはその趣旨等につきましてあらかじめワケを設ける、ないしは方向づけをきめてかかるというふうな点は全くなかつたわけでございます。

○栗山良夫君 それが一番民主的だつたと思ひますけれども、そのときにでき上つた結果と比較してみなくばなりませんが、一番この工業所有権法を全面的に、しかも權威をもって行政をしてこられた通産省なり、実務官庁である特許庁の、やはり一つの抱負と

いうか、信念というものが私はあるんじゃないかと思ひますが、それと、野放しでその客申を受けられた、この客申との調整というのはどういう工合にしておやりになつたのですか。たまたま客申書は全部特許庁の意思あるいは通産省の意思に全く一致したのか。まああとで比較表をいただかなければわかりませんが、それは関係各省のこともありますから、通産省、特許庁と客申との間の關係ですね、それは一体いかにうなるっているのか。

○政府委員(井上尚一君) ただいま申しましたように、審議会の審議に際しましての目標とか方針とか、あるいはワケを与えるというものは全くなかつたわけでございしますが、と同時に、審議と申しましても、当然審議の材料は必要なのは申すまでもないわけでありまして、この審議の材料は特許庁の方で用意をしまして、ですから、従つてそこに審議の原案といひますものは、当然特許庁としまして長年の運用あるいは法律解釈を通じて、この点はぜひ改めたいと思ふような点は、これに十分反映したような審議の原案、材料を作つたわけでございまして、そういう審議の材料の点から申しましても、原案の点から申しまして、また審議の過程を通じて、特許庁側の意向というものは常にこれに強く反映もされ、また委員の方でもよく特許庁の実情、希望というものは聞いていただいたわけでございますので、この間客申ができました当時におきましては、特許庁の考え方がないしは希望するところと、審議会の客申と

いうものとの間にはほとんどそごするところがなかつたか、かように申して

いいかと考えております。

○栗山良夫君 それはそうですか。そうしますと、今いただく答申書と、議案になつておるこの両法案とのおもなる違いは提出を願うことになりましたが、そのときに、おもなる違いが生じた主動力になったところは一体どこかというところは御指摘願えますか。

○政府委員(井上尚一君) そういった点につきましては、十分御説明を申し上げたいと思ひます。

○栗山良夫君 それはまたそのときに説明をいただくということにします。

それからもう一つ、これはなるほど工業所有権制度の改正でありまして、国民を対象とする一つの立法措置であります。これを運用していくために通産省なりあるいは特許庁の行政のあり方というものについて、おそらく審議会では意見が出たのではないと思ひますが、そういうことはございませんでしたか。

○政府委員(井上尚一君) 御質問の御趣旨がややつかみかねる点もあるわけですが、たとえば特許庁の審査、審判の促進を審議会として要望するとかいうような審議会の意向をというところではないかと推測するわけでございます。こういう点につきましては、審議会におきましても、もちろんいろいろ議論はございましたし、そして、また審議会の答申中にもそういう趣旨は付帯的に述べられておる点もございします。

○栗山良夫君 いや、私が申し上げたのは行政のあり方というので、今、井上長官が一つ例示されましたが、それはもちろん入っておりますけれども、もう少し広範な、要するに特許庁

の行政能力とか、あるいは――まあ、行政能力といつてしまえば全部包含してしまふわけだが、いろんなものがあるでしょう。そういうことの細部にわたつて審議会がこういう問題を研究している過程で、何か通産大臣に直接答申の内容にはならない、法改正の答申にはならないかもしれないが、特許行政をよりよくするための付帯意見というのですね、そういうものが私は当然出されるべきであつたと思ひますが、出ているのじゃないかと思ひますが、そういうものはございしますか。これ、まだ、実はきのういただいたばかりで見ていないのですけれども、ちよつと見ただけでは足りないようですね、そういうものが。

○政府委員(井上尚一君) 私が先ほど申した点の繰返しになるかと存じますが、今資料をごらんになっておられますが、その資料の百二十五ページでございますが、百二十五ページあたりに「附記」といたしまして、「審査及び審判の職務の重要性にかんがみ、殊に近年増加しつつある審査、審判事件の適正かつ迅速なる処理を期する必要上、審査官及び審判官につき、その教養的確保と併行して質的向上をはかるため、資格、待遇及び修習等に関し適切な措置を講ずるよう要望する」というような点につきましては、これは審議会の意向としてここに明記されておるわけでございます。

○栗山良夫君 これは文章でいうと三行しかないのですが、もう少し具体的にどこか内容のなものはあるのをごさいますか、これについては。

○政府委員(井上尚一君) 答申といひますか、結論としてはこういうことになつておるわけでございますが、審議

の過程を通じて具体的な点について発言がございましたが、これは別途議事録としては残つておるわけでございますけれども、答申としまして現われておる審議会の御意向というものはこういうことになっております。

○栗山良夫君 それでは大体わかりました。百二十五ページに若干説明があるそうですから。私読んでみて、ちよつと拝見したところでは、これはまたきわめて抽象的なものですが、この答申について百四十五ページにある附記(二六)の答申、その説明は百二十六ページにありますが、これについて特許庁としては、これの具体化について研究、成案を得られておるかどうか。また得られないとすれば、今そういう努力が払われておるかどうか。また成案を得られておれば、それは大臣の方へ予算化その他についてどの程度の努力が払われておるか。そういう点について御説明を願ひたい。

○政府委員(井上尚一君) この審査官及び審判官の教養的確保の問題につきましては、昭和三十一年度におきまして八十名の増員を見、それから三十二年度におきまして百名の増員を見、昭和三十三年度におきましては十二名、それから今般二十名というふうに、最近数年間は、年によりましてもちろんその増減はございしますが、相当大幅な増員を認められてきた次第でございます。これはわれわれ特許庁関係者及び通産省としましての努力の結果であると考へておるわけでございます。

○栗山良夫君 私、お尋ねしているのは、それとしまして、審査、審判の迅速化という理想的目標を達成するという点か

ら考へますという、この程度ではまだ十分でないと思へておるわけでございます。今後とも審査、審判の促進という見地から、要員の充実、増員ということにつきましては、できるだけ努力を続ける考へております。なお、ここに書いてございします質的向上の問題につきましては、これはまず急激に増員しました新人の教育は言うまでもなく、中堅幹部の再教育が必要であると思へて、時に、最近技術の進歩が非常に著しく、かつすみやかでございますので、これに即応いたしますためにも特許庁審査官、審判官の質的能力を向上させる必要があると、かように考へまして、いろいろ方法は講じて参りました。

その例を申しますと、昨年以来研修所を設置いたしまして、研修、教育には一そう徹底しておるわけでございます。昨年の研修所設置以前におきましても、部内で事実上の法律的知識及び技術的知識の涵養、吸収につきましては、研修について相当力をいたして参りましたし、また技術の部門によりましては、特に、たとえば原子力等の部門に對しましては、毎年数名の者を海外留学生として派遣しておるわけでございます。そのほか、日本国内におきまします大学への聴講あるいは外部の權威者の招聘等によりまして、そういう教育の機会の増加にはかなり努めてきたつもりでございます。

○栗山良夫君 私、お尋ねしているのは、それとしまして、審査、審判の迅速化という理想的目標を達成するという点か

また役所の行政能力の向上にも努められるように努力をされたことは認めますが、やはりこういう答申が出て、その答申を実行する裏づけとして、そういう空気があれば、これについて具体的なやはり一つのプランというものがなければいけないのじゃないか。そのプランによつて実施をされたものでしょう。ところが、まあ今の役所の機構からいへば、特許庁が相当りっぱなプランを作られたところで、実行する場合にはその何パーセントかに圧縮されますわね。従つて、われわれ知りたいのは、何年度に何名ふやしましたということではなくて、今この審議会の審議の過程を通じて、特許庁を強化しなければならぬと、こういう結論が出た場合に、その具体化をするには、どういふふうな特許庁強化の構想をあなた方が成案にせられたかということをも知りたひのです。それからあとでその成果に基いて実施に努めて努力をいたしたが、今日の段階ではこの程度の強化しかできておりませんと、こういう工合にはつきり知りたひと思ひますがね。

○政府委員(井上尚一君) すでに、今から申せば一昨年に参りますが、その春に特許行政促進措置要綱というものを特許庁で立案しまして、ただいま仰せの通りに、場当りのでなく、これから何年間かかつて今の審査期間をどの程度に短縮する、審判の期間をどの程度に短縮する。そうすることによつて審査、審判というものの今の停滞状況というものをどういふように改善するかという、いわゆる当時われわれ五カ年計画というものも作りまして、そ

うしてこの特許行政促進措置要綱につ
きましては、通産省議に諮りまして、
省議決定にもいたしたわけでございま
す。そういう政策といいますか、構
想、また特許行政改善の方策の要綱は
そういうふうに進めまして、そしてこ
れが着々具体化実現できるように努力
はいたして参りましたが、予算等の点
につきましては、もちろん、われわれ
の希望通りにはなかなか参らない点も
あったわけでございますが、そういう
わけで、われわれとしては、いつ
までにはどの程度に審査、審判が改善
された状況に持っていきたいかという
プランを、プログラムというものは
持っているわけでございます。そして
そういうプランがなるべくすみやか
に、かつ十分に実行できますように、
予算当局と従来いろいろな折衝の努力
を続けて参ったようなわけでございま
す。

○栗山良夫君 それで、ただいま私が
申し上げましたようなですね、ちよつ
と資料にはしにくいかわかりません
が、そういう点はある程度まとめたも
のをやはり提出したいと思うのです
が、よろしゅうございますか。

○政府委員(井上尚一君) 承知しまし
た。

○栗山良夫君 それは、なぜそういう
ことを申すかと申しますと、私はこれ
をいただいて、一番最初に見ているん
だけれども、たとえば特許庁の歳入
ね、これは百七十ページの特許庁の歳
入一覧表を見ますと、昭和三十二年
の合計が四億四千三百九十四万八千
八百二十三円となっております。また百
七十一ページの特許庁歳出予算一覧表
を見ますと、昭和三十二年が四億一

千二百二十八万八千円、これだけの数
字から、私が申し上げるのは間違つて
いるかもしれないけれども、数字か
らだけ指摘するならば、特許庁なるも
のは、科学技術の振興とか発明の奨励
とかいって、政府が相当持ち出しをし
て、そうして大いに指導助成をしなけ
ればならぬ仕事で、これは事業として
もうかっておる。そうでしょう。こう
いうやり方がいいかどうかということ
を検討するために私は必要だと、こう
いうことを申し上げたい。これはどう
ですか、中川政務次官に。これは事業
としてもうかっておる。特許庁という
のは特許株式会社です。きょうは大臣
がおられぬことですし、中川政務次
官、その法そのものではなくて、特許
庁の運用ですね。行政のあり方につい
て一つの例をあげたんですが、法案の
審議の過程で私ももう少しお聞きした
いと思うのですが、こういう今例示を
あげましたね、そういうことが妥当で
あるかどうかということ……

○政府委員(大島秀一君) 特許庁がそ
うしたことからもうかっているじやな
いかというお話ですが、実は、私正直
に申しますと知らないんですよ、そん
な工合にもうかっているかどうかとい
うことは。もうかっているというの
は、ちよつとおかしいような気持もい
たしますが、詳細なこの数字から見
ると、そのように思うわけですが、何
かこれはほかによるところがあつても
うけているのじやないかと思ひますが、
これはよく調査いたしましてお答えい
たします。

○栗山良夫君 政務次官、こういうこ
とが、今の科学技術振興を唱えておる
岸内閣としてきわめて適切なことであ
るとお考えになるか、これはあまり適
切でないとお考えになるか、それを一
言伺いたいと思うわけなんです。

○政府委員(大島秀一君) 答弁のしに
くい話なんです、もうかっているとい
うことがどういふ内容なのか、
ちよつとその点今私はここでお答えは
できませんが、そういうこととお考え
が、実際の政治の上にはいい悪いかと
いうことになる、そんなものでもう
かるのは、たとえばば専売のよう
なものでもうかって、それが他のもの
に流用がつかうならば、必ずしもそれ
はもうかって悪いとは言えないと思ひ
ますが、特許というものに對する内容
がどのようなものか、よく私は存じ上
げませんので、専門家に一つどう
ぞ――間違えたいと思ひますから答
えさしていただきたいと思います。

○栗山良夫君 語弊があるといけませ
んから申し上げますが、それは、今の
特許庁の歳入関係は、これはおそらく
特許庁の窓口を通じて入るからという
ので、特許庁の独立採算になつてい
るわけでも何でもないの、従来おそ
う。ですからそういうことを申し上げ
ているわけではないのですよ。今国の
予算は、たとえば農林省は一割予算だ
というので、一十億を越すのを減らし
ましてやと越したということですが、
これには膨大な補助金というものが
がついておる。そうして日本の農林水
産の振興のために岸内閣があげて努力
をしているということ、わが党もそ
れには協力をしているわけなんです
が、それと同じように科学技術の振興
を口にするならば、少くとも発明考案
の奨励をしなければならぬということ

ははつきりしているわけです。そうい
う意味でこういう仕事には、帳面を
くって分類してみるともうかっている
ような結果になるが、こういう行政の
やり方は正しくないのではないかと。
もつとふんだんに特許庁の歳入をふや
しても発明奨励をすべきではないか、
こういうことなんです、私の考え
は。

○政府委員(井上尚一君) もちろん、
ただいま申されました通り特別会計で
はございまして、特許庁の歳入とい
えども一般会計に入るわけでございま
す。が、しかし、われわれ特許庁の立
場から申しますれば、こういうふう
に人件費その他の歳出を償つてなお余
りある歳入がここにございまして、大
蔵当局に對しましては、そういう実情
を強く主張しまして、むしろ歳入を減
額するといふ方向ではなしに、逆に人
員の増加等によつて特許行政の迅速化
をこの際はかる。そして審査、審判
の促進によりまして、特許行政の改善
を大いにはかつて参りたいというわけ
で、特許庁の人件費、その他経費を要
求するこれは大きな理由、根拠になつ
ているわけでございまして、この点わ
れわれとしましては、なお今後もう
いふ方向に努力を続けるつもりでお
るわけでございまして。

○栗山良夫君 それからもう一つ、予
備的なこととして伺っておきたいこと
は、特許庁の行政の範囲というもので
すが、特許庁の行政というものは、こ
の工業所有権法に基いて工業所有権に
関する行政をせられるわけでありま
すが、ただそれだけでいいか。あるいは
それよりももう少しふくらんで、わが国
の新規の発明、考案等の指導奨励とい

うか、助成といふか、そういうような
ところまでも仕事をやり得るようにな
っているのかどうか、この点を一つ
伺いたいと思ひます。それで、そうい
うことにはなっているか、なっていない
か、これは重要なことなんです
ね。

○政府委員(井上尚一君) 科学技術
が先年設置になりますと同時に、特許
庁と科学技術庁との事務分掌の限界と
いうものが問題になりました。それま
では、特許庁におきましては工業所有
権の権利の得喪、変更に関する仕事、
あるいはこれに直接関係の深い業務以
外に、いわゆる発明奨励に関する仕事
をも担当していたわけでございませ
れども、ただいま申しました科学技術
庁設置と同時に、その発明、奨励に
関する事務というものを科学技術庁の
方に移管したわけでございまして。

○栗山良夫君 科学技術庁ができた
きに移管になったわけですね。おと
しでね。

○政府委員(井上尚一君) きょうで
ございまして。

○栗山良夫君 それでは、私は委員長
にちよつとお願ひをしておきますが、
発明考案の問題は、出願者が出してき
たのを審査し、それを処理するとい
う、そういう事務的な仕事ももちろん
必要ですが、それよりももう一歩高度
の、国として発明考案の指導奨励をど
ういう工合に進めていくかということ
ももつと他面では重要なことだと思
ひます。それが通産省だけの仕事で
ないからそういうことになったのかも
しれません。各省に全部関係があり
ますから、そういうことになったと思
ひますが、非常に重要なことですから、

この法案の審議中にやはり科学技術庁の出席を求めて、果して分離した方がうまくいっているのか、あるいはまた、そちらの方の予算の関係もあるでしょうが、どの程度の予算がついているのか、実効を上げるのにはまだ足りない点があるのか、分離したことがよかったか悪かったか、そういうようなことをもう少し掘り下げて調査審議できるように、これはできるだけ御配慮をお願いしたいと思います。

○委員長(田畑金光君) 承知いたしました。

○栗山良夫君 それからあとの問題で、これは長官にお聞きしても困られるかもしれませんが、この特許法の改正法案が審議中に六年もかかって、ほとんど関係している省は全部にわたっているけれども、広範な仕事をされてこられた努力には敬意を表しますが、それほどまでに非常にもむずかしい内容の豊富な法案であるとするならば、国会の審議もまたこれは慎重でなければならぬと思はれるのですが、軽々にこういうものを審議終了ということには、なかなかならぬのではないかと私は思う。

そこで、特に、ただいまの国会の状況は、皆さんが御承知の通りで、こういうことを速記につけることはいかにかと思ひますが、参議院の方も三月一ぱいぐらいい、あとは事実上、審議ができないような状況になるでしょう。そういう状況の場合に、衆議院も、まあおそろしく似たような格好になるだろうと思ひますが、そういうときに、こういう重要法案を通してしまわなきやならぬというようなことになれば、これはよほどの努力を要するわけ

ですが、案を提出された通商産業省としては、この国会に、どうしてもこの法案を通したい、国会における審議は、粗雑であつてもいいから通したい、こういうお考えであるか、あるいは、慎重審議を要せられるか、その点をちよつと政務次官と特許庁長官から伺つておきたい。

○政府委員(大島秀一君) これは、ぜひ一つ通過していただきたいという、通産省としては要望なんでありますが、しかし、今御説のように、何といたしまして、六年もかかったという実績があるんですから、これは、なかなか軽々にいかないということは、十分覚悟いたしております。しかし、原案はすでにできておる、法案も、できておるような状態でございしますので、まあ今期にやつていただくお気持ちで、一つ御協力願へばできるんじゃないかと、かように考えております。

○栗山良夫君 いや、その審議を進めるといふことについては異議ないわけですよ。それは大いにやりますよ。ところが、こういうことなんです。ところが、意気盛んにして、やっぱり効用がぬかぬかあります、特に今日のよう

な情勢においては、そういうときに、与党であるところの自由党の方から、通産省の意を休して審議打ち切りというふうなことになるべく、これはなかなか極端な感じがすると思ひます。われわれが審議に協力しないので、そういうふうになつたといふなら、まあ一半の責めを負わなければならぬでしょうけれども、そういうことでない場合、特にこれを慎重に審議しようというところは、われわれが、この委員会を通じていろ

いろと質疑を重ねていくということだけでは済まない。もつと掘り下げたやり方も、いろいろあるわけですね。従つて、通商産業省が、この国会でぜひ成立をさせたいと、こういう強い御意思があるとするならば、その意思を裏づける理由を承つておきたいわけだ。これこれしかの理由があるから、どうしても本国会で審議して法案を成立させられたい、こういう理由があれば、理由を承つておきたい。

○政府委員(井上尚一君) 先ほど来、改正法案の内容につきましては御説明申したわけでございしますが、その御説明を通じて御理解願つたかと存じます。改正の項目は多岐にわたつておりますけれども、その中で、特に、たとえば発明に対しての特許を与えるべきか、いなかの新規性の判断基準としまして、海外の刊行物をこれに加える、その範圍を拡大するといふようなことは、今日の国際交通通信の発達により

は、今日の国際交通通信の発達によりまして、世界が小さくなりました時代におきまして、特にまた、技術の交流が非常にひんぱんであり、かつ、世界を通じての技術の日進月歩に進歩して参ります状況下におきましては、この点の改正というものが非常に急を要するものでございします。と申しますのは先ほども申しました通り、こ

ういった点の改正も加えるのでなければ、外国では刊行物に書いてあるという理由で当然特許権の対象にならないような技術が、日本においては特許の対象になるというわけで、海外における発明が、外国で特許権にならないようなものが、日本ではほとんど特許権として認めざるを得ないということになりましては、これは日本の産業に

対する非常に大きな制約、圧迫になることと考へます。また、ひいては、日本の科学技術の進歩という点から申しましても、これは非常に大きな影響があるものと思つてございします。

なおまた、特許制度といふものは、日本の産業の発達、技術の進歩という点に非常に重要な関係がある、密接な関係を持つておることは言うまでもないわけでございしますが、その特許権の尊重、あるいは権利者の利益の確保という点につきましては、先ほど申しました権利侵害に関する規定が特許法中不備であるといふような点を例にとつて申しましても、権利侵害がございしても、従来は、権利者の側から侵害者の方に故意または過失があつたことを証明してかかる必要がございします。が、今度の改正によりましては、過失の推定、侵害者には過失があつたものと推定するといふふうに、いわゆる

論証責任を転換しておるような事項がございします。また、損害額の推定とか、あるいは、いろいろ、先ほど申しましたように、権利侵害に関する規定の整備によりまして、権利者の利益の保護を厚くしておるわけでございします。こういうものは特許権の尊重、ひいては、この特許制度の有効なる利用によりまして、日本の技術の進歩向上の上に非常に大きな効果があるわけでございします。特許権を取つても何にもならない、あるいは、特許権の侵害があつても、泣き寝入りするといふような事態が続きますれば、そういうことが、結局、特許権を軽視する考え方を助長します。ひいては、発明の奨励上にもむしろ悪影響がある。結局、

産業の発展上、大きなマイナスになるということ、われわれとしてはおそれるわけでございします。

なお、実用新案について申しましたように、程度の低い発明が続々と出るのか、あるいは、その制度の不備欠陥のゆえに、必要以上に申請が多くなつて、ひいては、審査が遅延し、適正なる権利の設定がおくれるという点も、今日の産業の発展という面からは、かなり大きな、目に見えないが、しかし、大きな制約になつておるものとわれわれは考へておるわけでございまして、そういうような理由から、われわれとしましては、この長年懸案になつております特許法等、一連の法律改正といふことは、ただいま申しましたような、当面の日本の産業の発達、技術の進歩というものをまします推進する点からも、非常に重要な、かつ、深い関係がある、かつ、これは急を要するものである、かように考へておるわけであります。

なお、外国の立法例としましては、戦後いろいろ大きな改正が各国では加へられておるわけでございします。こういう特許制度のように国際性の強い制度につきましては、そういう点から、海外各国に、おくれをとることがないようないたいというものが、われわれの念願でございします。そういう意味合いから、今般国会側では、政府の希望をのべていただきまして、ただいま栗山先生から申されましたような参議院の特殊事情から、特にこの関係法律案は、参議院先議をお願いしたい。ただいま次第でございまして、できるだけ十分御審議、御検討願ひまして、なるべくすみやかに御可決になります

ことを、われわれとしては切に希望しておるようなわけでございます。

○大竹平八郎君 本法案が、非常に膨大なものであるということは、先ほどの質疑の中にもございましたし、また私どももいたしまして、この本法案がいつかは出るだろうということも、うわさでしばしば聞いていたところでございますが、ざっと拝見いたしまして、今提出をせられたものが六件と、それからまあ施行法を入れますと、合せて十件になるという、こういう膨大な法案でございますので、私も時間もまだございませんので、法案の精読もしておりませんので、今後太い一つ勉強して、そういう意味において質問申し上げたいと思っておりますが、本日はごく大ざっぱに、まあ結果においては、質疑応答が特許法と本となるようなことになるかもしれませんが、きわめて大ざっぱな質問を少しいたしたいと思うのです。答弁は、簡潔でけっこうであります。私もできるだけ要点を申し上げます。詳細は、また一つ次回にお尋ねしたい。こういう前提に立って御質問申し上げます。

まず第一は、ロイヤルティの問題なんですありますが、これはまあ戦前も、むしろ日本に技術の導入ということがあったわけでありまして、相当戦前もロイヤルティというものは支払っていたと思うのでありますが、ことに戦争というものを契機にいたしまして、日本の工業技術というものが非常に劣った。そういう点からいって、非常に技術導入という面が多くなってきた。従って日本から支払う金額というものは相当莫大な金額になっておる。私は資料を持って参りましたが、あ

る人絹会社のごときが、ある人絹会社に対抗するために支払ったロイヤルティが年間五、六十億という膨大な数字も私も聞いておるのであります。最近、そうした日本が——これは、まあアメリカが一番多いのであります。ドイツそれからスイスなんかもあると思うのであります。諸外国全体を一括をいたしまして、大体年間そういう技術提携によるところのロイヤルティというものは、どのくらい入っておるのですか。今御答弁ができませんれば、あらためて御答弁いただいてもよろしいのですが、もし大ざっぱのものでもありましたら、ちょっとお尋ねしたい。

○政府委員(井上尚一君) 昭和三十三年について申し上げます。大体ロイヤルティとして日本からの支払額が、ドルで申しまして三千四百七十万ドルということに相なっております。円に直しますれば百二十四億九千五百万円になるわけでございます。

○大竹平八郎君 それから、これはまた、日本が外国の特許をとった場合、それからまた逆に、外国の特許発明について日本側の会社との間の紛争、あるいはまた外地において、そういった逆の場合のような紛争の事例というものが、実際問題として起っているか。起つておれば、その一つ実例をあげていただきたい、特許権侵害とか何とかいうような問題で。

○政府委員(井上尚一君) これは、外国人が日本で獲得します特許権の場合につきましても、あるいはまた日本人が逆に外国で獲得しました特許権の場合につきましても、そういう紛争というものは、非常に多いわけござい

ます。

この例としましては、たとえば最近、カシミロン——これは日本で外国人が特許権をとっており、そしてその同じような技術につきまして、その外国人が日本でもって特許発明にヒントを得まして、それから改良を加えて、日本人の研究によりまして、日本人が独得の発明をいたした。これは一例でございますが、この点につきましては、日本人の特許に對しまして外国人からの無効審判というものが請求になっておるわけでございます。

なおまた、日本人が外国に特許出願をして、外国で得られたその特許権につきまして、外国でどういふ紛争事件が起きているか、この点につきましては、ただいまのところ具体的な事例を私申し上げることができませんので、いずれまた調査の上、申し上げたいと思います。

○大竹平八郎君 それから、こうしたことについて、これは私じやないのですが、一面、日本の一部において、外国側に特許を認めるということについて、不利じやないかというような考えを持つ者もあるわけですが、これは私どもの意見としては、きわめて鎖國的なことであつて、すでに万国工業所有権保護同盟条約というものがあつて、これに四十四カ国も加盟をいたし、また日本も、たしか明治三十二年ですから、これに加盟しているのですが、きわめてこれは、鎖國的なことではあるのですが、しかし、日本の今置かれてある事象から顧みまして、一応、こういう議論も、うなずける点もあるものであります。こういう点について、長官はどういうお考えを持っておられるか。

○政府委員(井上尚一君) 外国人の日本における特許出願に對して、これに、何らかの制限を加えるべきではないかという一部の意見は、特に、たとえば原子産業部門等にあるわけでございますが、これに對しましての特許庁の考えというものは、必ずしも今申しました原子産業部門というように特許部門の問題としてでなく、一般的に考え方としてお答え申したいと存じますが、まず第一には、大竹先生の御指摘の通りに、工業所有権保護同盟条約というのがございます。この条約の最も大きな原則は、内外人平等待遇ということでございます。それから、外国人なるがゆえに、その発明に對して、日本人の発明であるならば与えられるべき特許権を、外国人なるがゆえにこれを制限するということなどは条約の違反になるわけございまして、われわれのとり得ないところであり

ます。次にまた、もしそういうような方針を、かりに日本政府としてとりました場合に、どうなるかということでございますが、これは特許権、工業所有権というものは、申すまでもなく新しい発明、新しい技術に對する法律的な保護でございますからして、そういう法律上の保護のないところへは、海外の新しい技術が入ってくる道理はないわけでございます。ですから、そういうふうな法的な保護のないところには、新しい技術が進んで入ってくるようなことがむしろむしろ、かえつてなことにむしろむしろ、かえつて逆に、日本の産業技術と海外の進んだ産業技術とのギャップの面が、むしろ大きくなるのではないかとすることが懸念されるわけでございます。

それから第三点といたしまして、われわれの考えとしましては、これは外国人の発明に特許を認めることにより、またその特許発明を日本としては使わざるを得ないことによりまして、海外に對する特許使用料——ロイヤルティというものが大きくなります。これが、一見、むしろ不利なように見えて、実はそうではないと思つていただ

ございます。すなわち、例を合成繊維等について申しまして、先ほど御指摘もございましたが、新しい合成繊維の技術を導入する。これに對して海外にロイヤルティを払う。そのロイヤルティだけについて見ますれば、一見損失のように見えますけれども、実際は、その新しい技術を日本の産業界において消化しまして、そしてこれを活用して新しい合成繊維の製品を輸出しまして、そのロイヤルティに数倍する外貨を獲得いたしておるわけでございます。まして、そういうふうな、この問題は、近視眼的にでなく長い目で、かつまた、部分的でなく大局的に、総合的に判断することが必要ではないかと思つた次第でございます。

○大竹平八郎君 翻つて、国内の問題なんですありますが、この特許というものは、言うまでもなく届出をして、そして審査の結果登録をせられて、初めてその効力というものが発生されるわけなんです。御承知の通り、日本には、京都を初めとして古くからいろいろの織物など、何か家伝とか、あるいはまた秘伝とかいって、なかなかそういうことに携わる人というものは、大体へんくつの人が多いので、それからまた、近代的なそういう

企業を利用しようというようないかなるもので、何か自分でこつこつやっていると。しかしその人が死んでしまえば、せっかくのものもなくなってしまうというところが、ことに日本の古いものには非常に多いと思うのです。

たとえば京都あたりだけでも、ウルシの問題にしても織物の問題にしても非常に多いと思うのですが、しかし、そういうことは、ただ届出をしないから、せっかくこれは国宝にも準ずるようないい技術だと思っても、登録をされなければしょうがないというようなことがあるのですが、こういうことについては、何かそれを指導するとか、これは技術を永久に、一つ日本のために残してもらいたいというようなことで、特にそういう問題について調査をするとか、あるいはまた、勧誘と言っちゃなんですが、早く登録をせよ、こういうようにしなければならぬというようなことを役所自体が勧め得る、そういうような方法は、従来とていないのでしょうか。

○政府委員(井上尚一君) 御指摘の通りに、日本におきましては、産業界におきましても、あるいは、まあ最近はおきましても、一時学者の世界におきましても、特許をとるというところについて非常に認識の足りない面があったと思うわけでございますが、先ほど御説明申しましたように、特許制度は、言うまでもなく新しい発明者の発明に対する報奨ではございますが、これには条件があるわけでございまして、その技術が世に公表せられることによつて、世の研究者に対して新しい研究材料を与え、世の産業界に対して新しい刺激を与える、そういう世に公表される

ということの代償として発明者に恩典、特典が与えられるのが特許権でございます。ただいまお話のように、せっかくのいい技術を持ちながら、これを特許出願しないということは、この新しい技術の利用が、ごく狭い一部の人の、一人の人に限られるわけでございまして、これは、一人の発明者の知恵を全体の利益に提供するという特許制度の趣旨から申しますと、まことに遺憾なことでありまして、

そういうことがないように進んで秘伝とか家伝とか、あるいはまた産業界におきまして、新しい技術が埋もれることがないように、特許出願されて、そうしてそれが世の社会の進歩に寄与しつつ、同時に発明者が保護されるように、特許出願を奨励する方法をいかにして講じているかというこの御質問の御趣旨かと存じますが、こういう点につきましては、特許庁といたしましては、長年いろいろな機会を通じて、いわゆるP・Rに努力はいたして参りました。また民間団体といたしましては、発明協会という歴史の古い伝統のある団体がございますので、そういうような機関を通して、できるだけ広く啓蒙啓蒙の機会を作り、また努力を続けてきたつもりでございますが、残念ながら日本におきましては、権利尊重——特にこういう目に見えないところの無体財産権としての特許権の尊重の觀念が薄く、特許出願すれば、すぐだれかにまねされる、侵害される、だから特許出願しないという考え方が一部にあることも確かでございます。その中で、そういうことをなくしますためには、特許権は守られるものである、特許権の保護を厚くする、権利者

に対する保障といえますか、そういう権利侵害の場合には、権利者の保護を厚くするということが同時に必要でございます。先ほど申しました権利侵害についての規定を整備するということを改正項目の一つとして、結局、ただいま申されましたそういう方法を通して、特許権が、従来より比べて、もっと確かに、確実に守られるものにするというふうな持っていくことが必要だと存じます。

なおまた最近では、中小企業界の競争の実情から申しまして、工業所有権、特許権にしても、実用新案にしても、意匠権にしても同様でございますが、工業所有権を持っていますというものは、その企業にとつての強味である、申すまでもなく特許権は、独占権でございます。いまして、その権利者の承諾がなければ、何人といえどもその同じ技術を使うことができない、そういう非常に強い権利でございますから、たまたま例としておあげになりましたような産業部門におきましても、もし工業所有権、特許権、実用新案権、意匠権を企業が持っているならば、その企業にとりましては、自分以外には、だれも使えない技術を持っているという点から工業所有権制度を真に理解し、そうしてこの権利を活用することは企業にとっては、非常に強味であるかと思ひますが、そういう考え方が、今後とも一そうよく産業界に浸透するように努力したいと思ひます。

○大竹平八郎君 次に、先ほど申しましたように日本が万国工業所有権保護同盟条約ですか、これに加入したのが

明治三十二年、従つて非常に長い歴史を持つていたわけなのでありますが、日本が各国に持つております工業所有権というものは、一体数にいたしまして、どの程度持つていたのか、また反対に、諸外国が日本に有する所有権というものは、どの程度なのか、これをもしおわかりでしたら、御答弁願ひますし、おわかりにならないから、この次でけっこうです。

○政府委員(井上尚一君) 大体、今日の実情から申しますれば、日本人がせっかくよい発明、考案をしながら、それを外国で権利化しない、あるいは工業所有権の出願をすることが少ないというのを非常に残念に考へておられるわけでございまして、

どういふふうにかと申しますれば、特許に限定して申しますと、年間特許の出願が、わが特許庁に對しますの特許の出願が三万四千件、一昨年のこれは数字でございますが、三万四千件でございますが、このうち外国人出願が約二割でございます。ですから六千七百件ないし六千八百件というものが、外国人の日本に對する出願でございますが、これに對しまして、日本人が外国に出願しますのが六百数十件、結局その一割、一〇％に過ぎないわけでございます。かような出願の状況でございますので、結局権利として外国人が日本で持つております権利に比べて、日本人が外国で持つております権利は、非常に数が少いわけでございます。三十二年現在におきまして、先刻申しました六千八百件というのは出願件数でございますが、特許権として登録になりましたのが三千五百

件でございます。そしてまた現存権利数の累計でございますが、これは昭和三十三年におきまして、特許権が一萬五千九百四十件ということになっておりますが、日本人が外国で、どれくらいの特許権を持つておりますか、その数は——最後に申しました日本人が外国で、どれくらいの特許権を現在持つておられるかという数字は、ただいま不明でございます。

○大竹平八郎君 これは、また審議中に大体わかりましたら、一つ参考に教えていただくことにいたしまして、それから、これはよくわれわれも耳にすることでありますが、非常に特許庁の審査が厳しいという声が多に多いのでありますが、しかし、まあ職員の数なども聞いてみますと、戦前よりも非常に少い、逆に出願数というものが非常に多い、従つて、この一人あたりの審査能率は、むしろ戦前より高くなっているんだ、こういうようなことを言われているのでありますが、結局、まあ促進をするということとは、先ほど長官の御答弁の中にもあった通り、結局、人員をふやすということが、一番肝心なのでありますが、そこで私は、政務次官にお尋ねをいたしましたのでありますが、私も記録をきょう持つてこなかったものでありますが、特許庁の収入というものは、きのう清瀬さんとばかり話をしたときに、たしか日本でも、官庁収入としては二番目とか何とかいふふうな話を聞いていたくらいでございますが、実は私も驚いた数字なまかなつて余りあるということとは、先ほど私ははつきりいたしたわけで、その統計にも、また出ておるんであり

ますが、こういうような意味において
結局問題は、長官も、さつき言われた
通り、大蔵省に人員の増員を大いに望
んでおると、まあこういうことを言わ
れたのでありますが、政務次官といた
しまして、この点について、どうお考
えであるか、これを一つ、お聞きした
のであります。

○政府委員(大島秀一君) 率直に申し
まして、特許出願のおくれというこ
とは、これはもう私も、非常によ
く聞いていますので、これは、どのよ
うなことが、当局にしたらば、やはり
万全を期していることであらうと、ま
あ一応弁解しておかなければならぬと
思うのですが、ただ、人員がやはり足
りないということは、どうも耳にして
いるようでありますので、もし実際に
おいて人員が足りないために審査がお
くれるといふようなことがあるなら
ば、これは一つ、十分研究いたしまし
て、間に合うようにしなければならな
いと、かように考えております。

○大竹平八郎君 それから、これはま
あ、その各国のたくさん例をあげて
もらふ必要はないのですが、ただいま
この審査の速度の問題が出たので、長
官にお尋ねいたしますが、何か米国の
あたりでも、そう迅速にはいつてない
というようなことも聞いているのです
が、米国あたりの状況は、どうなん
でありますか、この審査の速度という
点については……。

○政府委員(井上尚一君) 各国を通じ
まして、戦後、経済の安定化につれま
して、工業所有権に関する出願の増加
が急激でございましたので、各国は、
その特許庁の人員の増加が、出願の増
加に追いつかないというのが、大体共

通の実情のようでございます。

大竹委員から、ただいま米国の実情
はどうかという御質問でございますが
が、これは、もちろん電気、機械、化
学、各部門々々によりまして、審査の
早いおそいという点はあるかと存じま
すが、今から申せば、一昨々年あたり
までは、アメリカもかなりおくれ
おったようでございます。現に一
昨年あたり、アメリカの業界、大きな
事業会社の関係者が参りましたときに
聞きましたところによりまして、アメ
リカの特許局における審査は、相当
時間を要している、二年半はかかる、
三年近くかかる、あるいは場合によつ
ては三年をこえる場合があるというよ
うなことを聞いたわけでございます。

が、しかしながらその後米国におきま
しては、審査の促進に非常な努力をか
けてまして、アメリカの国会におきま
しては、一挙に審査官を五割増員する
という非常に非常措置が講ぜられたこ
とも事実のようでございます。また御
承知のように、アメリカでは土曜日は
普通休みでございますが、その当時
は、土曜日出勤までやるといふような
異例の措置を、手段を講じたというこ
とも、先方からの通報によつて承知を
しておたわけでございます。最近ど
の程度に改善されて参りましたか、そ
の点は正確には承知をいたしません
が、われわれとしまして、この審査
の促進、審査期間の短縮につきまし
ては、海外各国には負けないように、で
きるだけ努力をいたしたいと存じてい
る次第でございます。

○大竹平八郎君 それから日本は、非
常に経済的に戦後後なお立ちおくれ
ているというところは、これは、はつきり

しているものであります。それにもか
かわらず、工業所有権の出願というも
のは、ドイツ、アメリカに次ぐ世界第
三位だ、こういうことを私も聞いて
いるのですが、しかし、ただ出願の数
だけでは、これは私は、決して誇るこ
とはできないと思つております。む
ろんその内容においても、ドイツやア
メリカとは比較にならないのでありま
すが、こういう点は、内容比較とい
うような問題については、一体、どう
いうふうな状況なんでしょうか、簡単
でけうこうですか……。

○政府委員(井上尚一君) 確かに御指
摘の通り、出願件数は、日本は非常に
世界を通じて最も多い水準にござ
います。が、しかしながら、その程度
の問題につきましては、これは、必ず
しも世界の最高水準をいくと言えない
状態にあるということを遺憾に存じま
す。

どの程度に低い点かという点につ
きましては、これはなかなかお答えす
ることもむずかしいわけでございま
すが、一つ、その合格率という点から申しま
すれば、出願に對しまして特許になる
率、申せば合格率でございますが、こ
れは、ただいまのところ三五割くら
いになっておりますが、英國、米国等
におきましては、五割ないしは六割くら
いになっていられる模様であります。三
五割の合格率というところは、言いかえ
れば、三分の二というものは権利にな
らない。拒絶される。しかもその拒絶
される理由が、もうすでにかつての特
許法、その他の刊行物に書いてあると
いうことが言ひ得る場合が、その大部
分でございます。

従いまして、われわれとしまして

は、数の多いこと、出願の数の多いこ
とは、発明意欲の旺盛ということで、
一応好ましい現象と考えてよいかと存
じますが、質の引き上げというものを
ぜひ、これから期待したいと思つ
わけでございます。

つきましては、何と申しますか、日
本の国内技術の交流と言いますか、文
献をもつと一そう活用する、特にい
かなる技術があるかという調査を、
もっと正確にするということによ
りまして、外部の情報から遮断され
て、独自にせつかく時間と金と頭脳を
費しまして研究した結果が、特許出願
しても、特許にならないということ
は、当該個人、当該会社だけの問題で
はなく、国民経済的に見ましても、
非常な損失であるかと存じますので、
そういう意味合いから、出願前におけ
る研究の段階におきまして、もっと広
く関係の文献を調査するということ
によって、技術の向上、より高い発明が
生れる基盤を作っていくことが必要
じゃないかと存じております。

○大竹平八郎君 それから、この日本
人のこれは傾向かもしれないが、特
許権というところ、何だかこう、非常な獨
占的な、私欲偏と申しますか、こうい
うものが非常に強固に強いというこ
ろは、一応われわれにも認められるので
あります。しかし、この特許の有効利
用という意味から言へば、現在でも認
められております特許権の譲渡とか、
または実施権の設定、契約等におい
て、大いにこの有用な特許を生かす
ということが、これは、もう最高の私
どもは目的じゃないかと思つてありま
すが、こんな点について、現在の状況
といふものは、どんなような傾向にあ

るでしようか。つまりこの譲渡とか、
あるいはそういったこの実施権の設
定、契約これは、外国なんか非常に多
いように聞いておるのですけれども、
日本の現状は、どうなんですか。

○政府委員(井上尚一君) 特許権は、
言うまでもなく財産権でございます
で、譲渡もできれば、ライセンスを出
して、これを第三者に使わすこともで
きるわけでございますが、日本におき
ましては、非常にその点、特許権に對
する特許技術の交流と申しますか、特
許権の取引というところが、非常
に低調、不活発であるというところは、
まさに御指摘の通りでございます。こ
の点につきましては、われわれとしま
しても、いろいろな機会を通しまし
て、その財産権としましての特許権の
取引の活発化ということを強調してい
るわけでございますが、だんだん最近
産業界におきまして、技術に對する、
新しい発明に對する利用という問題の
認識が向上して参りましたので、そ
ういふ特許権の譲渡、あるいは特許権に
関する実施、契約の設定というケース
もふえて参つたようでございますが、
外国と比べますれば、まだまだ、はな
はだ不十分でございますが、それを数
字について申しますれば、昭和十二
年におきましては実施権の設定、特許
権者が実施権を認めまして、その実施権
の設定について登録になりましたのが
二百五十九件でございます。もちろん
このほかに、登録にはならない事実上
の実施権設定というものがほかにあ
るかと思ひますが、これはちょっとわ
れわれの方では、その正確な数字を把
握いたしかねるわけであります。海外
からの技術導入は、もちろん必要な場

合があるわけでございますけれども、順序といたしましては、日本国内で特許権の取引によりまして、特許権の活用によりまして、日本国内の技術でできるだけ総合的に活用する道を考え、しかる後に、海外のすぐれた技術を導入するというふうな、考え方の順序としては、そういうふうな感覚がもつと浸透することを期待いたしておわけでございます。

○大竹平八郎君 それから、先ほどロイアルティイの問題のときに、御答弁がちょっとあつたようでありますが、原子力が、御承知の通り、非常に最近盛んになつておるわけなのであります。が、まあ日本は御承知の通りアメリカ、ソ連、ドイツ、イギリス等の国々から見ると、はるかにおくれておるわけなのであります。しかしこの問題も、先ほど長官の答弁の中にありましたので、国内の問題としては、これは、まあどうにもならないのであります。が、逆に外国は、ことにアメリカあたりは、この原子力についての対特許関係というふうな問題は、どういう処置をとつておられておるのでしようか。あくまでもこれは秘伝、家伝式な秘密で、登録もしないでほんとうに少数の人しか知らずに、そのままやつてきておるのか、この点は、どうなんでしょう。

○政府委員(井上尚一君) 原子力に關しまする技術と申しまして、平和的に利用できるという技術と、それから兵器、その他軍事目的にのみ用いられる技術とあるわけでございますが、アメリカにおきましては、原子力に關しましては、原子力委員会におきまして、大体原子力に關する特許の重要なものは、この原子力委員会が一元的に把握するという建前をとつておるようでございます。そして、だんだん技術が進歩するにつれて、原子力委員会として特許権として保有する必要があるに從ひまして、それを一般に公開してあります。特許権を解除いたしまして、自由に使えるようにそれをリリース、解放しておるわけでございます。が、純粹の兵器に直接關しまするような、軍事的と不可分の原子力に關する特許につきましては、これを特許することができない、特許しないというふうな、そういう法制を米國としてはとつておるようになつておるやうに承知してあります。

○大竹平八郎君 時間もありませんから、いま一点だけお聞きいたしまして、また次回にいたしたいと思ひますが、私の前、例の發明家二十六名の紫綬褒章の式に、委員長代理として出席をいたしました、式にも立ち会ひ、それから夜分の發明者の懇談会にも、途中からでございますが、私も、末席を汚したわけなんです。いろいろ各發明家の話を聞いておりますと、まことに教えられるところも多し、必ずしも發明家というものが経済的に恵まれておると思へない節もございます。殊に大学の教授であるとか、あるいは大工業会社の技師というやうな人、これはまあ問題ないのではありませんが、中には、ほんとうに中小企業の中から、家庭の非常な苦しみを押して、そうして發明に貢献をされたというやうな方もあるやうに見受けられたのであります。それからまた、これは、二十六名のすぐれた人でございますが、そういう人たちが、たくさんあると思ふのです。

と思ふのです。

そういう点において、私は、何かこの發明者は、發明者としての分野とか、それからまた経営者は経営者としての分野というものがあつたのであります。が、これらを上手に交流せられて、そうしてせつかくの發明というものを生かしていく、経営の面において、そして、これを一般に解放していくというやうなことから、私は特許庁の中に、そういうやうなシステムがあるかどうか知らぬけれども、将来、何かこの特許情報センターというやうなものを作つて、そうして發明者と経営者との交流を常にして、そうして、これをほんとうに日本の経済の再建のために生かしていくというやうなことなどが、非常に私は必要じゃないかと思ふのであります。が、現在そういうやうなことをやつておられるか、あるいはまた今度の法案に、まだ読んでおられますが、そういうものが多少盛り込まれておるのか、あるいはまた将来、そういう点について、なければ一つ努力をいたしてみたいやうな御決意があるかどうか、この点を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(井上尚一君) 發明と産業との結びつきをどう考えていくか、發明者が、せつかく發明をしまして、これが産業上実を結ばないということでは、当該發明者にとつても、あるいは日本産業としまして、これは不幸な結果になるわけでございます。ただいまの御質問は、まことにその間の重要な点をついた御質問かと存じます。

この点につきましては、結局發明者は發明の才能を伸ばしていくことが必要であり、また企業はできるだけ廣く發明の成果を取り入れていく、活用していくということが必要でございます。が、率直に申しまして、従来は、とかく發明者が、みずからそれを企業化して、そして、それが成功するように助成の道を講ずるということに、割に努力が凝けられて参りましたけれども、もつと、そういうことだけでなく、事業としての成功には、いろんな条件がほかに必要でございますからして、發明者必ずしも事業家として成功する条件を常に具備しているとは限らないわけでございます。

そういう点から、ただいま大竹委員の御指摘のように、發明者と事業家との結びつき、特許發明と企業との連関を考へることは、非常に必要になります。が、この点につきましては、われわれも従来及ばずながら努力をしたつもりではございますが、正直に申しまして、まだまだ足りないと思ひておられます。地方的な地区連絡協議会というやうなことも、通産局、あるいは發明協会あたりで、やつてみたこともございますが、なかなか十分な成果を上げるには至つておりません。が、ただいま考へております問題としては、実は実施特許諸用意制度、これは外國の立法例にもございますし、工業所有権制度改正審議会にをきまして、議論のあつた問題でございます。

すなわち、実施特許諸用意制度と申しますのは、その特許権者、發明者側におきまして、この権利は、だれか実施の希望者があれば、自分としては何となくでもその実施希望、すなわちライセンスを出す、希望に應ずる用意があるということを示す仕組みを考へておられます。

えたらどうかというところでございます。これは、法文化することでも考へてみたのであります。が、いろいろむずかしい点がありまして、今回の法律改正中には、これを取り入れておられますが、さしあたって特許庁としましては、できるだけ早い機会に、事業上の運用としまして、そういう実施特許諸用意制度と申しますか、それを具体化したいと思ひております。たとえば特許出願は審査の結果、公告になります。が、その公告として特許公報に掲載になります場合に、あるしるしをこれにつけて、第三者が、次から次から公告になる、あるいは権利になる特許發明を特許公報等を通して知るわけでございます。が、その場合に、その一定のマークがついておるものは、権利者の方において、こちらからの申し込みによつて実施権をライセンスを認めてくれる、これは特許技術であるというやうなマークをつけることによつて、そういう特許権者ないしは發明者と新技術の需要家としましての一般産業事業会社との連絡をはかつてみたらどうかというやうなことを考へておられます。

なお、今後一そう、その点研究しまして、御趣旨に、できるだけ沿ひますように事業上の運用、または今後の問題として立法を考へてみたいと存じております。

○委員長(田畑金光君) 本日の委員会は、これで散会いたします。午後四時四十九分散会

昭和三十四年二月十四日印刷